

令和元年度第3回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録

日 時	令和2年2月17日（月）午後3時～5時
場 所	逗子市役所5階 第3会議室
出席者	[委員] 南川 秀樹、橋詰 博樹、小川 由紀、 渡邊 仁史、根岸 一好、山上 寿美、
欠席者	[委員] 青 正澄、山崎 純一、田宮 良子
事務局出席者	環境都市部長 石井 義久 資源循環課長 中村 純一 資源循環課資源循環係長 城田 桃子 資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均 資源循環課資源循環係主事補 池田 由美 環境クリーンセンター所長 藤井 寿成 環境クリーンセンター副主幹兼収集係長 鷺原 尚仁 環境クリーンセンター処理係長 松岡 幹夫
会議公開の可否	可
傍聴者	1名
議題等	(1) 令和元年度第1回及び第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録 について (2) 逗子市一般廃棄物処理基本計画<中間見直し計画>改定版（案）に 関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について (3) 逗子市一般廃棄物処理基本計画<中間見直し計画>改定版（案）に ついて (4) 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）に関する 意見募集（パブリックコメント）の実施結果について (5) 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）について (6) その他
配布資料	令和元年度第3回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第 令和元年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案）

令和元年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案）

資料1 逗子市一般廃棄物処理基本計画＜中間見直し計画＞改定版（案）
に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

資料2 ごみ収集等実績量

資料3 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）に関
する市民意見

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和元年度第3回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

本日は3名の方から欠席の連絡をいただいております。出席委員6名ですので、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第2項の規定により、会議は成立していることをご報告いたします。

本審議会は、個人情報等特に秘すべき内容を取り扱うものではないことから、本市の情報公開条例の規定によりまして、会議の傍聴を認めることとします。

傍聴希望者がありましたら、順次入場していただくことといたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お持ちでない委員さんはお申し出くださればご用意いたします。

事前に送付いたしました資料は、令和元年度第3回逗子市廃棄物減量等推進協議会次第、令和元年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会会議録(案)、令和元年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録(案)、資料1、逗子市一般廃棄物処理基本計画中間見直し計画改定(案)に関する意見募集の実施結果について、資料2、ごみ収集等実績量、資料3、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(素案)に関する市民意見、お手元に資料はおそろいでしょうか。

よろしければ、それでは会長、お願いします。

【南川会長】 わかりました。資料がなければ、そのときに事務局にお願いします。

それでは、最初ですが、これまでの議事録の確認でございます。今日配付されています資料に2つ議事録がございます。11月12日と12月19日、これにつきましては事前に皆様に見ていただいているところでございます。一つ一つご確認いただきたいと思いますと思いますが、特になければ、これで決定とさせていただきます。よろしいでしょうか。では、そういたします。

では、内容の審議にこれから移りますが、1つは逗子市の一般廃棄物処理基本計画中間見直し改定につきまして、パブリックコメントが行われました。その結果が1つでございます。もう一つは、逗子市一般廃棄物処理基本計画改定(案)についてでございます。

事務局から一括して説明を伺った後で、必要な部分についての審議をしたいと思っております。

では、事務局から報告をよろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。

資料1、逗子市一般廃棄物処理基本計画中間見直し計画改定版(案)に関する意見募集の実

施経過について説明させていただきます。資料2のほうはごみ収集等実績量ということで、前回、委員の方からその後の25年度以降の実績が見えないということで、参考までに25年度以降の実績量を添付させていただいておりますので、これはごらんいただければと思います。

それでは、資料1を説明させていただきます。逗子市一般廃棄物処理基本計画中間見直し計画改定版に関するパブリックコメントの意見といたしまして、これは提出人数として1名から意見がございます。その1名の中の意見の数として7件ございました。それで、市の対応区分として、この1ページ目に書いてありますけど、4番、市の対応区分として、丸として意見を反映し、素案を修正するもの1件、白い四角、意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの1件、黒の四角、意見は反映させないが、今後、事業実施計画等に参考とするもの4件、黒三角、意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの、これはゼロ件です。菱形の黒丸、今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として取り扱うもの1件、以上7件を区分分けしてございます。

その具体的な内容は、次のページに記載してございます。ごらんください。

まずNo.1、1番目として、関連する項目、第1章「計画の位置付け」、「1 計画策定の趣旨」で、「その後、計画から5年が経過した平成27年度に中間見直しを行い、計画期間を平成31年度としました。そのようなことから、本来、平成32年度（令和2年度）を初年度として計画を更新する必要があります。しかし、この計画に反映すべき鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画及び逗子市災害廃棄物処理計画が令和元年策定予定となっており、この計画を（改定）逗子市一般廃棄物処理基本計画的に反映させるため、現計画を1年延長するものです」と記載されていますが、そのようなことの意味が不明なため、以下のように訂正願います。

「その後、計画から5年が経過した平成27年度に中間見直しを行い、計画期間を平成31年度としました。しかし、この計画に反映すべき鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画が令和元年に策定予定となっており、この計画を（改定）逗子市一般廃棄物処理基本計画に反映させるため、現計画を1年延長するものです。そのようなことから、本来、平成32年度（令和2年度）を初年度として計画を更新する必要があります」。

これについては、白丸として、意見を反映し案を修正しますということで、次の採否の理由といたしまして、次のように訂正しますということです。その内容としまして、現計画の計画期間は今年度の平成31年度（令和元年度）までであり、今年度をもって終了する計画となっています。そのため、本年度中に新たに平成32年度（令和2年度）を初年度とする計画を策定する必要があります。しかし、この新たな計画作成に当たっては、現在策定中の鎌倉市・逗

子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画と整合を図る必要があります。このことから、現計画を1年間延長するものであるということで修正する予定になっております。

2番目の意見といたしまして、これも第1章「計画の位置付け」の中で、「2 計画の位置付け」でごみ処理広域化のために鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画を盛り込むのであれば、神奈川県循環型社会づくり計画も盛り込まないと他市との整合性がとれないということで、これは四角といたしまして、意見の反映や考え方は既に素案に盛り込まれているものとしまして、採否の理由といたしまして、ご指摘のとおり、上位計画として国の各種計画等及び神奈川県循環型社会づくり計画との整合を図り、計画を策定しております。今後新たに作成する計画でもそのように策定する計画です。

次に、3番目の意見といたしまして、第2章「実績」、第1節「ごみ処理の現状」、「1 ごみ処理の沿革」の表2-1-1、ごみ処理の沿革では平成25年度以降何も記載されていないが、これでは平成27年度に中間見直しを行った意義が何もわかりませんということに関しては、意見は反映させないが、今後、事業実施計画に参考とするものとして対応しております。

逗子市一般廃棄物処理基本計画（平成22年3月）では、計画期間中の中間年である、おおむね5年目に計画の見直しを行うこととしていることから、当該年度における目標達成状況等取り組みの評価を行い、今後の計画、後期5年間に必要な施策等についての中間見直しを踏まえ、逗子市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し計画）として策定したものです。

4番、これも第2章第1節「ごみ処理の現状」、「7 ごみ処理事業費の概況」において、有料ごみ袋の収入が記載されていません。収入から経費を差し引いた金額を明示してください。これにつきましても、黒四角として、意見は反映させないが、今後、事業実施計画等に参考といたしますということで、逗子市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し計画）改訂版（案）は、上記3で示した目的で策定した逗子市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し計画）、（平成27年3月）の計画期間を1年間延長したものです。ごみ処理の有料化はこの計画での基本的な施策として計画しており、実績を記載することは計画に沿いませんので、記載しておりません。

5、これも同条（2）ごみ処理施設建設等に伴う公債費の返済表を、緊急財政対策の中ではホームページなどで公表しているのでしょうか。公表していない場合、その理由を説明してください。これは菱形の三角ということで、今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として取り扱いますということで、これは公表しておりません。パブリックコメント対象外の内容であり、参考意見とさせていただきます。

6、同条、「8 ごみ処理広域化の現状」で、表2-1-13、経緯に示された内容では不十

分です。(1) 葉山町はどの時点で協議に参加していたのかわからない。(2) 平成22年度以降にどのような協議が行われてきたのかわからない。これは黒四角ということで、意見は反映させないが、今後、事業実施計画の参考としますということで、逗子市一般廃棄物処理基本計画(平成22年3月)では、計画期間の中間年である、おおむね5年目に計画の見直しを行うこととしていることから、当該年度における目標達成状況と取り組みについての評価を行い、今後の計画、後期5年間に必要な施策等についての中間見直しを踏まえ、逗子市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し計画)として策定したものです。平成22年度から平成25年度までの間は、ごみ処理広域化の動きに変化がないかは記載しておりません。

次のページ、4ページにいきまして、7番といたしまして、第2章第5節「基本方針・基本的施策」「3 基本的な施策」の(1)発生抑制と排出抑制、再生利用の推進で、家庭ごみの減量・資源化にマイバックの利用を記載してください。同じく、事業系ごみの減量・資源化では、マイバッグ運動の推進、レジ袋の有料化を記載してください。黒四角、これは反映させないが、今後、事業実施に参考とさせていただきますということで、ご意見の内容、各項目は本計画に記載されていないため、反映することはできませんが、今後作成する計画の中で参考にさせていただきます。

パブリックコメントに関する実施結果についての説明を終わらせていただきます。

【南川会長】 あと、中間見直し案のお話はどんな説明になるのでしょうか。議題3の話は。

【事務局】 会長、よろしいですか。議題3につきましては、前回、説明をしているものなので、今回はご意見をいただくという形。

【南川会長】 わかりました。了解であります。

【事務局】 素案を今日お持ちでない方いらっしゃいますか。

【南川会長】 広域化実施計画は持ってきたんだけど、ちょっと。

【事務局】 一般廃棄物処理基本計画の中間見直しというのをお持ちでない方。

【南川会長】 逗子市だけのものは今日持ってきていません。木、金、土といなかったものだから、事務所に寄れないで。

そうしますと、パブコメの意見についていいとか悪いとか言う立場にありませんし、いろいろ言うていただくのは結構なことだと思います。したがって、それ自身に意見を求めるわけじゃありませんが、それに関連して何か皆さんのほうでコメントがあればと思いますし、それからパブコメの意見とは関係なく、たしか前回ですか、前々回だったか、説明いただいた中間見直し改定(案)について、また引き続きご意見をいただければと思っているところであります。

どちらでも結構でございます。どうぞ、橋詰さん。

【橋詰副会長】　　こういう内容で採否しますというのは、そのこと自体は公表されているんですか。要は皆さんからご意見いただきましたと。それに対して、市としてはこう考えますというのは既に表に出しているかどうかという質問です。

【事務局】　　パブリックコメントの結果についての公表ということですかね、それは。

【橋詰副会長】　　要はこれ自体が公表されているかという意味です。

【事務局】　　まだ今のところは、これからです。

【橋詰副会長】　　これから公表するというわけですか。

【事務局】　　はい。

【南川会長】　　だから、もし採否の理由のところでコメントがあれば、それも含めて言っていただければと思います。意見そのものについては当然ながら尊重したいと思います。

【渡邊委員】　　よろしいですか。

【南川会長】　　どうぞ、渡邊さん。

【渡邊委員】　　先ほどの質問の4番の部分なんですけれども、今回、基本計画の成果として有料化が行われているというところで、現計画に含まれていないのは当然だとは思いますが、例えば参考資料として、実績として有料化の結果というのを添付することというのは不可能ですか。

【事務局】　　今回、1年のまず改定版ということですので、仮に、それを盛り込むのであれば、来年の改定のときに中に入れ込みたいというのがあります。なので、今回、参考としても入れないというふうに考えております。

【渡邊委員】　　有料化の結果みたいなものは、ホームページとかで参照できる資料はあるんですけど。

【事務局】　　はい。広報でも毎年出していますので。

【渡邊委員】　　じゃ、広報等を参考にしてくださいみたいなことを一言書いてもいいのかなと。あまり何も対応していませんではなくて、今回の計画では載せられないのは、私もこの説明としては了解は了解なんですけど、ただ、出してないわけでもないし、出てないわけでもないで、そういったものをご参考くださいみたいなところは、しっかりと記載しておいたほうがよろしいんじゃないかと思います。

【南川会長】　　いいですか。じゃ、よろしくお願いします。

あとはいかがですか。ぱっと見せていただいて。この方お一人だということは、いろんなこ

とで熱心に市の廃棄物問題についてご発言されたりとか、ふだんからされている方なんですか。固有名詞はもちろん言いませんけれども。

【事務局】 廃棄物行政に限らず、市政全般でいろいろお手紙をいただくような方です。

【南川会長】 全体的に何人ぐらいの方が、例えばホームページにアクセスされたのか、そういうのってわかりますか？

【事務局】 アクセス数の情報はとれます。今ここにないんですけど。

【南川会長】 固有名詞とかはもちろんいいです。件数とか大体何件ぐらいとかわかりますか？

【事務局】 済みません。今現状は持ってないんですけども、ログがとれますので。

【南川会長】 また次回でも教えてください。

それは逗子市のホームページからいくわけですか、そこに。

【事務局】 そうですね。パブリックコメントのところに閲覧した件数というのは出ます。

【南川会長】 そうすると、逗子市のホームページから具体的に今回の中間見直しについてのアクセス数、個別の件数がわかるわけですか。

【事務局】 そのページにアクセスした件数はわかります。

【南川会長】 逗子市のホームページって、結構アクセス多いんですか、そもそもは。私、見てなくて申しわけないんですけど。

【事務局】 ごみ関係は多いです。市役所の中でもごみ関係のところはアクセス数は多いです。

【南川会長】 ああ、そうなんですか。そうすると、料金の値上げをしたときとか、そういうときは結構なアクセス数があったんですか。

【事務局】 あと、ごみの分け方とかが一番多いです。生活に一番関係するところが。

【南川会長】 それはそうですね。ごみの出し方ですからね。広域化みたいな議論というのはホームページで特定できるんですか。それもあんまり特定できなくて。

【事務局】 広域のページも単独でつくっています。平成9年度からで、もう長いんです。

【南川会長】 長いんですね。それは結構アクセスありますか？ あんまり関心ない？

【事務局】 それも調べます。

【南川会長】 僕も後の議題で聞こうと思っているんだけど、2市1町の話がいろいろこれからまたあるんですけど、そもそも平成9年のときはもうちょっと大きい話であったわけですよ。神奈川県下を7つか8つに分けるという話で、ああいう話というのは、この前、ちょっと僕も会議に出ましたけど、動いてないんですか、今。

【事務局】 平成9年から始まった広域化は、小田原など県の西部とうちを除いて、ちゃんとまとまっています。広域化実施計画ができて、既に稼働しているところが。

【南川会長】 三浦半島というか、そこら辺が例外的にということなんですか。

【事務局】 おくれていました。三浦半島とあと西側、小田原、真鶴と足柄のところがまだ進んでないようです。

【南川会長】 そういうことなんですか。

【事務局】 はい。それ以外はもう既に進んでいます。

【南川会長】 そうすると、もちろん神奈川県の場合は、横浜とか3つぐらいが大きい政令市があるんですけども、それ以外のところも結構広域化は進んでいるわけですか、箱根とか。

【事務局】 はい。横浜、川崎はもともと県の計画で単独。

【南川会長】 それはそうですね。

【事務局】 以外のところ。

【事務局】 失礼しました。

【南川会長】 政令市が3つありますから、神奈川というのは。ああ、そうなんだ。そうすると、そういう意味では結構進んでいるんですね、広域化の議論というのは。知らなかった。橋詰さん、どうでしょうか。

【橋詰副会長】 いいですか。

【南川会長】 どうぞ、橋詰さん。

【橋詰副会長】 中間見直しのほうでちょっと僕、混乱しているんですけど、1年延長するんですね。目標年次がその結果で令和2年度になるんですね。その次の新基本計画というのは、初年度は2年度なんですか、それとも3年度なんですか。2年度中に策定しますよね。2年度中に策定して、2年度を初年度にするんですか。そうすると、2年度については現計画と新計画が重なるんですね。

【事務局】 いえ。

【橋詰副会長】 じゃ、どうなるんですか。そこがちょっと僕、混乱しているんですが。

【事務局】 次の計画の初年度は令和3年度になります。

【橋詰副会長】 3年度ですよ。

【事務局】 はい。3年度から10年間。

【橋詰副会長】 ですから、現計画が1年延びて、その結果、もともとに比べれば、スタートも1年ずれると。

【事務局】 はい、そうです。

【橋詰副会長】 そういうことですね。その表現だと、今の回答文の1番の表現おかしくないですか。今年度中に新たに平成32年度、令和2年度を初年度とする計画を策定する必要がありますという言葉はおかしいですよ。令和3年度を初年度とするとしてないといけないんじゃないか。

【事務局】 そうですね。

【橋詰副会長】 そこがちょっと。

【事務局】 令和2年度は31年度で切れちゃいますので、2年度を初年度として本来はつくらなきゃならないものですよという立場ですね、本来の流れは。

【橋詰副会長】 本来はね。

【事務局】 けども、2年度つくるには広域化計画とかに反映させなきゃならないから、1年ずらして3年度からという。

【橋詰副会長】 だから、新計画の初年度はどっちなんですかと。令和2年度なんですとか、3年度になるのかという話。

【事務局】 1年延ばして3年度から。

【橋詰副会長】 だったら、この表現はおかしくないですかと言っているわけですよ。今年度中に新たに……。そうか。この今年度というのは令和元年度ということか。令和元年度中に……。

【事務局】 つくらなきゃならないということですね。令和元年度中に。

【橋詰副会長】 ああ、そうか。そういうことか。そうする必要がありましたという感じなんだな、感じとしては。そういうふうに読めばいいわけですね。

【渡邊委員】 「そのため」以下の文章は、やらなきゃいけなかったんだけど、やってないということですよ。やれてないというか、やれなかったということですね。必要があるんだけど、やってないんですっていう。

【橋詰副会長】 やっとわかりました。ちょっと誤解してしまいそうですね。

【事務局】 表現を誤解がないようにちゃんと直すようにしたいと思います。

【南川会長】 よろしくお願ひします。

あとはどうですか。

【渡邊委員】 じゃ、今度改定版の話もしてよろしかったでしたっけ。

【南川会長】 どうぞやってください。逗子のね。

【渡邊委員】 はい。これは次の広域化の話にも多分つながってくるんですけど、来年度中間見直しを行うのであれば、その際には当然、将来的には施設は廃止になるんですけども、外部委託した場合は幾らぐらい、どうなるんだというお話であるとか、そこは微妙なところだと思うんですけど、仮に逗子単独で施設を建設したら幾らで、それに対する費用効果がどれぐらいになるのかということをお話するべきだと思うし、それを今度は広域と絡めて、広域全体で整備したら幾らになってというところは必ず整理しておかないと、計画としては非常に不十分になってしまうんじゃないのかなというのをちょっと感想としては思っているところです。

【南川会長】 そこまで方向を詰められますかね。僕は広域化はぜひやる方向でという話をしたほうがいいと思うんですけど、どこまで含めるか。特に鎌倉との関係とかわからないときに、なかなか難しいですよ。

僕も廃棄物はやっていたんですけど、コストってよくわからないんですよ。それで量をどの程度見込むかという議論もあるし、それからもう一つは量の議論になると、必ず災害が起きた場合にどうするかということもあって、望ましくはある程度余裕がある施設とか、それからできれば災害が起きたときにいろんな仮置き場が2つぐらい要るわけであって、そういったこともほんとうは考慮しておくべきなんですよ。だから、その辺を含めて、災害対策計画というのにはできていましたっけ。災害廃棄物計画。

【事務局】 災害廃棄物処理計画は今年度中に作成をする予定だったんですが、風水害のほうを入れ込もうという形で、その前までは地震の前提だけだったんです。そうすると、風水害を入れておかないとだめだということで、1年ちょっと延ばしまして、来年度中、令和2年度中には策定。

【南川会長】 もし書くとすると、施設とかの規模は広域化の見通しとか、それから災害廃棄物処理計画ですか、そういったことを策定する中で検討していくという話は要るのかという気がするんですけど。

それから、災害廃棄物処理計画の話はできれば、別にここの審議会の決定マターじゃなくていいんですけど、やっぱり議論したいなと思うんですよ。今どこの市町村もすごく深刻なんですよ。僕も随分相談を受けるんですけどね。だからもうちょっと言うと、そういう災害が出た後、ごみの処理と並行して避難施設どうするとか、それから避難所の衛生問題をどうするとか、結構実は深刻なことが多いんですよ。

【渡邊委員】 私の理解だと、今年度中に災害計画ができるので、それは当然、次のごみの基本計画の中には盛り込むべき話だとは思っておったんですけど、広域化をやるかやらないか

は置いといて、でもやっぱりコストぐらいは出しておきたいような、今考えられる外部委託の費用とおおよその距離、あとごみ量というのは減量化した場合と当然しない場合とで出てくると思うんですが、それに対する大まかな施設建設費、どこまでそれが絵に描いた餅にならずにできるかというのは別ですけども、ある程度は見通したものをつくっておかないと、逆に私は広域化のほうでそういうのをもっと練ってほしいというところはあるんですが。

【南川会長】 それはありますけど、なかなか広域化は難しいよ。市町村の関係があるからね。

【渡邊委員】 であるならば、せめて逗子市の中だけでもそういったことは整理しておくべきなのではないかなと思います。

【南川会長】 それはもっともだよな。外部委託の議論ってなかなか難しいんですよ。外部委託というのをよしとする学者さんもあるし、全く無責任でとんでもないという学者もあるし、廃掃法上は一般廃棄物は市町村が責任を持って処理すればいいのであって、何も自分でやらなくてもいいのはいいんですけど、全国にも若干、最初から集めたごみの処理については、自分で施設をつくらないで一般廃棄物の。

【渡邊委員】 今回、広域化の計画でいくなれば、我々は丸投げするという方向なんですよ。そこが何をもって丸投げするのかというところは、当然、理屈がつかないとあまりに無責任というか。

【南川会長】 丸投げして受けられる企業というのはちょっと金が要るものですから、全国的に見てそんなにたくさんの業者が受けられるわけじゃないし、関西でそういう例がありますけど、それは日本で一番大きい廃棄物処理企業が受け付けて、なおかつそこは三重県の山奥に全国一の大きな最終処分場を持っていますからできるんですけど、関東地方だとなかなか難しいの難しいですよ。

石井さん、どうぞ。

【事務局】 決して無責任に丸投げするという考え方を示したわけではなく、国から示されている方針に基づいて、全県広域化の趣旨に沿ってより広いエリアでの効率化、あるいはこの3月に国から示された、民間施設を活用した集約というのも検討すべきだということも示されていますので、2市1町、特に逗子市の現状ではそういうことを責任を持って検討していかなければならないという考え方を示したつもりなので、そこはご理解をいただければと思っております。

【南川会長】 そうしたら、ちょっと提案ですけど、これは広域化の話とセットにしてやら

ないとあまり議論が詰まってこないものですから、できれば今の逗子市の中見直しの話も議論するとして、できたら資料3と4、特に3ですか、ご説明いただいて、それからまた今のことを含めて議論してよろしいですか。

じゃ、済みませんが、2市1町のパブコメの実施状況につきまして、ご説明をお願いします。

【事務局】 わかりました。それでは、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）に関するパブリックコメントを1月6日から2月5日まで実施しまして、今回は意見を整理しましたので、ご報告させていただきます。市のほうの回答、これにつきましては2市1町でのこれからの調整になりますので、書いたのは今後ちょっと時間をかけて調整させていただいて、その後、また審議会のほうで報告させていただければと思っております。

【南川会長】 よろしくをお願いします。

【事務局】 それでは、意見のほうですね。

【事務局】 広域化実施計画をお持ちでない方はいらっしゃいますか。ポイントのほうです。大丈夫ですか。

【事務局】 それでは、意見を詳細に読まさせていただきます。それでは、資料3をお開きください。

番号1といたしまして、意見のほうですが、本パブリックコメントの「意見の内容としての対応」を鎌倉市と葉山町にも公表して下さい。鎌倉市民、浜屋町民も逗子市民の意見を知りたいし、逗子市民も鎌倉市民と葉山町民の意見を知りたいものと考えます。従って、鎌倉市と葉山町のパブリックコメントに関しても逗子市のホームページ上に掲載するか、パブリックコメントが掲載されているURLを紹介して下さい。

2、実施計画の第1章2、4、ページでいいますと1と3ページ。1ページ「第1章 計画策定の趣旨」の「2 計画策定の背景」で、「神奈川県は……」と記載されていますが、その後の神奈川県の経緯については、3ページの「4 計画の目的及び位置付け」内の「(注)」にしか記載されていません。「(注)」ではなく、本来はこの「2 計画策定の背景」に記載すべきものと考えます。その上、経緯が「計画期間の満了」としか記載されておらず、神奈川県の当初の計画が計画通りに進捗したか否かについても記載されていません。評価も含めた記載内容として下さい。

3、第1章4、p3。3ページの「4 計画の目的及び位置付け」で、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（以下「本実施計画という。」は、国及び神奈川県の考えに基づき、……）」と記載されていますが、正しくは、「……同年7月に鎌倉市・逗子市・葉山町におけるご

み処理広域化に関する「覚書」（以下「覚書」という。）を締結し、ごみ処理の広域連携を進めていくこととしました。ごみ処理の広域連携にあたっては、覚書の基本理念に基づき……」ではないでしょうか。そうでないのであれば、基づいた「国及び神奈川県のお考え」を記載して下さい。

4、第2章1（2）p5。5ページの「表2.1 人口及び世帯数の推移」において、逗子市における「人口（人）」の表記については、「池子米軍住宅人口」を含む数値と含まない数値を並べて記載して下さい。また、本表では、平成24年度（2012年度）～平成29年度（2017年度）分しか記載されていません。「逗子市高齢者保健福祉計画（2018年度～2020年度）〈素案〉」の中で、45ページの「●逗子市高齢者人口の将来推計」の「総人口」を参考に、平成30年度（2018年度）～令和8年度（2026年度）までの推計も記載して下さい。

5、第3章1（2）第7章1、p11、45。11ページの「（2）中間処理施設の整備状況」の「表3.5 中間処理施設の整備状況」に、45ページの「第7章 ごみ処理施設の整備方針」に記載されている「ごみ処理施設の現状」を追加して下さい。例えば、葉山町のごみ処理施設は、平成22年に焼却を止めたことが記載されていません。逗子市のごみ焼却施設も令和16年に焼却を止めることが記載されていません。

6、第5章1（1）p37。37ページ「第5章 広域化の基本方針」の「（1）ごみの減量・資源化」で、「マイバックスの利用」「マイバック運動の推進」「レジ袋の有料化」が記載されていません。

7、第8章1、第7章6（2）エ。56ページ「第8章 計画の推進方策」の「図8 連携体制」において、53ページ「6 2市1町における将来のごみ処理体制について」の「エ 国の広域化・集約化のさらなる推進」と「今後、本通知により神奈川県が広域化・集約化計画を策定することが予定されています。」より、国と神奈川県との連携体制を図に組み入れて下さい。

8、今日の気候温暖化に伴う地球環境の激変を考える時、ごみ処理において『ごみの減量化・資源化』対策を、『ごみ処理広域化実施計画』の中でも、今まで通り変化なく更に推進していくとの方針は大切な視点であると考えます。

しかしながら、2市1町の広域連携が、その意味通りの機能を果たしているのは、第Ⅰ期（令和2年度～令和6年度）計画までであると感じます。なぜならば、第Ⅱ期計画（令和7年度～令和11年度）以降は、鎌倉市のみが広域化のメリットを享受していると思えるから、すなわ

ち、逗子市などはただただ鎌倉市の急場の時（事故や災害など）の可燃ごみ焼却量の過大な要望にも応えなければならない義務を負わされており、又、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」の事業運営に係る連絡会議においては、業務委託に係る執行状況を発言力の大きい市（人口が多く、税金や観光収入が潤沢で財政優位）のチェックを受ける体制を暗黙のうちに呑まされており、2市1町が対等な関係で協議できるものでは決してなく、支配する市と支配される市の構図を結果的に露呈しています。

逗子市焼却施設停止後の焼却処理の考え方を2市1町としては「その時の状況に応じて判断するものとする」と保留していることは、言い換えれば、2市1町の広域化の取り組みがここで破綻していることを意味します。

鎌倉市には、逗子市の焼却施設停止後に、(広域化ブロック区割りの設定の見直しが望めず、)域内で焼却施設が必要であるとの状況になったならば、「逗子市に代わって、今度は鎌倉市内に新たな焼却施設を建設する。2市1町のごみ焼却の責任を負う」との確約を要求すべきと思います。

その確約が得られないのであれば、2市1町の広域連携は、第I期までとすべきです。その5年間の間に、2市1町において、『自分の域内で出したごみは、自分の域内で責任を持って処理する』（ごみ処理の地産地消）の基本原則に沿って、逗子市の焼却施設停止後も含めた、ごみ処理計画の再協議を望みます。

次、9番、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）（以下「素案」という）において家庭系ごみ、事業系ごみ、粗大ごみ、埋立ごみ、資源化等の用語が無定義で用いている。理解の統一のため基本的用語の定義と解説を加えること。また、用いられる数値の根拠となる出典を示すこと。

10、第1章1、p1。素案第1章1「ごみ処理広域化の目的」において総費用（コスト）抑制と環境負荷低減の基本的視点を付加し、費用の内訳、環境負荷の種類を明記すること。さらに、災害起因ごみ対応について付記すること。

11、第1章2、p1～2。素案第1章2「計画策定の背景」において合意できなかった原因の説明が不明確。素案に対する市民の考察に資するべく不一致点を明確にすること。

具体的には、「可燃ごみの分別と処理方法の統一の課題が解決に至らなかったことから平成18年1月に（中略）解散」とするが、4市1町における課題の具体的内容と不一致点の記載が無い。また、「平成18年2月に鎌倉市と逗子市は（中略）広域化処理に協議を開始しました。しかし、協議のめどが立たない」とするが、その具体的内容の記述がなく協議が4年（実質的

に1年で決裂の事実を無視している)で不調となった原因に言及していない。さらに、「平成28年5月に葉山町を加えた鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化を設置」とするが、横須賀市・三浦市と連携していた葉山町が突如として横須賀、三浦両市と別の方途を選択することになった原因も不明である。遅延に遅延を重ねたごみ焼却問題には各市町の固有事情も推測され、その原因、内容を明らかにして鎌倉市・逗子市・葉山町(以下(2市1町)という)全住民共通の理解を形成することこそ連携の基というべきである。

12、第1章2、p2。素案第1章3「基本理念」におけるゼロ・ウェイストの意味不明。基本理念として掲げる以上は概念を明確にすること。字義どおり0にすることなどあり得ないし、市民間に無用の軋轢を生じさせる懸念があり、さらに、ゼロを強調するあまり、不適切な自家処理など環境負荷を増大させる方向が選択される恐れもある。

13、第3章1、p8～15。素案第3章1「ごみ処理の概要」において2市1町の異同が不明確。ごみ分別区分の共通点と相違点、収集方法の相違点、手数料の有無、キロ当たり処理コストの相違点、事業系ごみの内訳の異同等を明確にすること。特に家庭ごみの実質的負担額(手数料収入額を重量で除したキロ当たり実質的手数料)と持ち込み手数料(10キロ250円)との関係を明確にすること。

14、第3章3、p26。素案第3章3「発生源単位」において県平均の家庭系及び事業系の区分を示し2市1町と比較分析し、さらに、観光等一時的に入り込む人数(以下、「入込人口」という)との関連を分析すること。

15、第3章4、p27。素案第3章4「資源化の状況」において資源化の内訳及び方法を記載し、県平均と比較分析を行うこと。

16、第3章5、p28～29。素案第3章5「ごみ組成」において厨芥類(生ごみ)の比率に10%程度の開きがある。今後の生ごみ処理の分別期待値(生ごみを分別すると見込む比率)に影響するので開差の要因分析を行うこと。また、合成樹脂、その他にも大きな差があり、これらも分析すること。

17、第3章6、p29～30。素案第3章5「ごみ処理経費」において2市1町のいずれにおいても県平均を上回るとするが、原因については一切触れていない。ごみ処理種別ごとに処理費用を抽出し県平均と比較のうえ、ごみ処理費用高止まりの原因を分析すること。

18、第3章7、p31。素案第3章5「生ごみ処理容器等の助成状況」において助成台数及び助成額の累計、世帯当たり普及割合、現在稼働台数を示し、生ごみ減少との相関関係及び費用対効果を分析すること。

19、第4章1、p32。素案第4章1「人口推計」において人口推計の根拠が示されていない。ごみ処理対策の根幹となる数値であり、人口減少対策の施策との整合性を踏まえた根拠を示すこと。

20、第4章2、p33～36。素案第4章2「資源物ごみの総排出量の推計」において推計根拠が示されず、2市1町の人口推計値の開差以上にごみ総排出量値の開差を見込むことの要因分析もない。さらに、入込人口の排出ごみの考察もない。素案第5章以下に直結するので、ごみ分別の方向性を踏まえた各市町の算定根拠を示すこと。

21、第5章1、p37～39。素案第5章1「課題と連携の方向性」においてごみの減量化、資源化、ごみの共同処理などのお題目を掲げるが、災害起因ごみや緊急処理の視点（ごみ処理の安全保障）が欠如するうえに、今までの具体的検討内容について一切触れていない。焼却施設の是非、生ごみ処理施設の是非などは、地区外運搬を含む環境負荷、経済性、分別等の市民負担、具体的収集方法、連携の具体的手法等の検証結果を踏まえたうえで、施設の規模、能力、種別を判断すべきである。これらの検討内容を具体的に示し、広域処理に係る今後のタイムスケジュールを示すこと。

22、第6章2（1）p40。素案第6章2（1）「生ごみ」において、ア「資源化の推進」では鎌倉市及び葉山町で施設整備を図り資源化とするが、想定する施設に関する記載が無い。資源化施設の選定にあたっては、堆肥化、メタンガス化など想定施設ごとに2市1町の地域特性に鑑みた具体的メリット・デメリットを比較考慮すること。市民の協力を前提とするのであれば、施設整備の妥当性にかかる市民の十分な理解を得ることが必須である。

また、同イ「食品ロスの削減」では啓発活動を行うとするが、家庭対象では効果が限定的と思われる。単なるメニュー作りに過ぎず、広報等の周知活動で十分。

さらに、同ウ「家庭用生ごみ処理容器の普及啓発」では生ごみ処理容器の普及を目指すとするが、上記アの生ごみ資源化施設との関係についての説明がない。資源化施設建設により各家庭における生ごみ処理の必要性は減少する筈であり、無駄な財政支出になりかねない。ごみ処理容器により各家庭で発生する各種ガス、エネルギー消費、残渣物、廃液、下水処理の負担、容器製造に係る環境負荷、容器耐用終了時のごみ化などの環境負荷総量の考察を示すべくこと。仮に、ごみ処理容器がコスト及び環境負荷の総和で優れているのであれば、多大な投資を要する資源化施設は不要であり全戸に処理容器を配布する選択となる筈である。

23、第6章2（2）p40。素案第6章2（2）「紙類等」において、分別指導を強化し、分別の徹底を図るとするが具体策が示されていない。まず、役所等公共施設での分別実態を精

査公表し、公共施設等での分別の見える化を実行すべき。家庭での分別に係る労力緩和も勘案し、広く衆知を募り、どの程度の分別が妥当か目安を作成する必要がある。指導だの啓発だのと上から目線ばかりで具体的方策を示せない計画では市民への説得力がない。

24、第6章3(1)p41。素案第6章3(1)「生ごみの削減」において、ア「食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用」において、具体策としていまだ稼働していない施設利用を前提としており、確実性がない。登録再生利用事業者制度は処理手数料の上限撤廃等の特例を認められるなど、相当程度の規模の食品事業者を対象とするものである。2市1町の事業者に遠方の登録再生利用事業者への戸別収集を強いることになり、環境負荷の軽減効果があるか疑問であり、料金も高くなる筈で事業者の反発も想定される。登録再生利用事業者の活用がコスト及び環境負荷軽減において優位とする根拠を示すべきである。

25、第6章3(2)p41。素案第6章3(2)「排出事業者への適正排出の指導」において、「産業廃棄物の分別徹底」とあるが、現状では事業系ごみとして「産業廃棄物」が持ち込まれていたことになる。指導や啓発のレベルではなく、ペナルティーを検討すべき。ちなみに家庭ごみでは「分別指導の強化、徹底」とするにもかかわらず、事業者には「指導、啓発」としてトーンダウンするのは何故か。

26、第6章3(3)p41。素案第6章3(3)「手数料の見直し」において、社会情勢等を勘案しながら事業系ごみ処理手数料を見直すとするが、事業行為に起因する事業系ごみ処理に原価相当の手数料を徴収することはごみ資源化等とは別次元であり、ただちに実施すべきである。

27、第6章4、p42～43。素案第6章4「取組むべきその他の施策」において、施策順位に疑問がある。最重要課題として(3)「ごみ処理経費の縮減」の課題をあげるべきである。

スケールメリット追求の前提となる処理の一本化及び分別品目の統一化は他の項目と異なり、2市1町独自に結論が出せ、連携に必須の基本事項としてただちに具体化させるべきである。

(1)の周知啓発等は具体性がなく効果も限定的。(2)のおむつの資源化はいまだ方向性が定まらず処理方法も確立していない。現段階では環境負荷軽減効果が高いとはいえず、事業系ごみとの区分も不明確であり、研究対象にとどまるにすぎない。

28、第6章5、p43～44。素案第6章5「可燃ごみ量の将来予測」において、素案43頁表6.2では2市1町の人口予測から推測した可燃ごみ量を示すが、同36頁表4.4の推計量との関係が不明のうえ推計の算定根拠も示していない。さらに、素案44頁表6.3では可燃ごみの減量資源化量を示し、同頁表6.4では表6.2の数値から表6.3の数値を控除して

令和11年の可燃ごみ量とするが、要となる表6.3の減量資源化量の算定根拠が示されていない。説明会では分別率60%を想定したと説明されたが、これはごみ有料化前の分別実証試験における分別実施率を上回る数値であるのみならず、ごみ有料化後の可燃ごみ大幅減少の影響を考慮していない。さらに、地区外丸投げを前提とする推計は実現可能性が著しく低く、丸投げ方式では環境負荷軽減どころか負荷の増大になりかねず、コスト面での説明も一切ない。素案第7章以下にこじつけるための無茶な推計ではなく、合理的で市民が納得できる根拠を示すべきである。

29、第7章p45～55。素案第7章「ごみ処理施設の整備方針」では令和11年度までの期間を二期に区分し縷々書き連ねるが、煎じ詰めれば、第1期では名越クリーンセンターでの焼却（以下「名越焼却」という）と逗子環境クリーンセンターでの焼却（以下「逗子焼却」という）の現状維持、第2期では名越焼却を停止させ延命化した逗子焼却を焼却能力限度まで稼働させる内容に過ぎない。

第2期では鎌倉市家庭系ごみの大半を地区外処理するもので、長距離輸送等による環境負荷増大の懸念があり、さらに、増大が見込まれる処理費用の試算すら示されず、前章までの強引な推計値の前提が崩れた時の想定もない。名越焼却の停止、逗子焼却の延命の選択の理由も示されず、高々10年のための多大な延命化投資（中継施設建設及び焼却炉改修工事、金額不明）がなぜ必要なのかの説明もない。10年経過後に2市1町可燃ごみ全量の地区外焼却で環境負荷及びコストの両面で優位性があるのなら、延命化せずに直ちに地区外処理すれば無駄な投資が不要となるにもかかわらず何ら検討されていない。費用も環境負荷も無視したうえの全量地区外処理では継続性の担保もない極めて杜撰な計画と言わざるを得ない。

そもそも、この計画は葉山町が加わって以降に動き始めたごく短期間の拙速な検討のうえ、2市1町住民に検討内容の公開もせず、新規焼却場を建設せずの前提のみを意図的に前面に打ち出したものにすぎない。いずれ全量地区外処理であるならば、鎌倉市と連携する意味が全くない計画内容である。

いま必要なことは、名越焼却の存続する期間内に、最新設備焼却場建設の是非、近隣自治体焼却施設との連携、逗子焼却の規模拡大の可否、地区外民間業者処理の是非、コスト及び環境負荷両面での費用対効果、災害対応能力の有無等をゼロベースで合理的に検証することである。素案では焼却施設について可燃ごみが年2万7,000トンに満たないとして新設を排除するが、事業系ごみ全部の地区外処理を前提とする強引な可燃ごみ発生予測が前提であり、自区内処理に立ち返れば、排除する根拠は無くなる。生ごみの資源化も固形燃料化、メタンガス化、

飼料化、肥料化等いずれの施設が最適か収集方式との関連も含めて真摯な検討を要する。

30、第8章 p 56～57。素案第8章「計画の推進方策」において、既存施設の活用を理由に事務委託方式で処理とし、人口割合、ごみ搬入量割合により費用負担を決定とするが、事務委託はごみ焼却処理を逗子市に押し付けるかの如き印象を与え、また、費用負荷要素では、地区外民間業者委託に要する経費を度外視し、入込人口のもたらすごみ発生要素も考慮していない。2市1町地域全体としての最大環境負荷軽減及び最小コスト実現を基本的視点として地域住民が共有でき、首長交代等の影響を受けない連携体制を構築すべきである。

31、人口減少やごみ処理有料化等により能力余裕が発生する逗子市のごみ焼却施設で、葉山町および鎌倉市の一部の可燃ごみを集約処理することは、逗子市は処理受託、葉山町・鎌倉市は処理委託により、3市町がそれぞれ億単位の財政メリットが得られること、また焼却炉の燃費向上により3市町トータルの(可燃ごみ焼却処理による)CO₂の排出量も低減されるので、本計画が順調に進展することを期待しています。

32、葉山町に新設する生ごみ資源化施設で、逗子の家庭系生ごみも共同処理する計画は、家庭系ごみ分別収集を実施している全国の自治体は全体の10%弱と少ないことや、高齢化の進行で2025年には認知症患者が65歳以上の約5人に1人を占めると見込まれているなかで、生ごみの分別収集化は容易ではないので、生ごみ資源化施設建設決定以前に十分な検討が必要と思います。市民としては生ごみの分別回収は行わないでほしいです。鎌倉市は生ごみの分別収集は行うのでしょうか。

33、覚書の恣意的な解釈に立脚する素案。この素案は、鎌倉市長による新施設の建設断念を受けて、覚書における基本方針(3)のなかの「既存施設における共同処理の可能性」という文言に根拠をおいて作成されている。しかし、当該覚書においては、その前提条件として「鎌倉市の既存施設とこれに代わる現在計画の中の新施設及び逗子市の既存施設の2施設で処理を行っていきます。」ということが但し書きとして明記されている。すなわち、鎌倉市における新施設の建設が前提条件となっている。その観点に立てば、鎌倉市長が住民意見の合意形成に失敗し、新施設の建設を断念した時点で、この覚書はその前提条件を喪失して効力を失っていると言える。それにもかかわらず、「既存施設における共同処理の可能性」という文言のみを部分的に都合よく利用して作成された本素案は、覚書の恣意的な解釈に基づくもので、不誠実かつ無効なものと言えるのではないだろうか。

34、鎌倉市長による新施設建設に係る住民意見の合意形成の失敗が原因。そもそも素案が根拠とする覚書は、その締結の際に、鎌倉市長は新施設建設の方針を意欲的に語り、新施設を

前提として覚書を締結したのではなかったか。(覚書の締結に至る経緯にも疑問が残るが…)。
ところが、鎌倉市長は住民意見の合意形成に失敗し、新施設の建設を断念すると、覚書を都合のいいように曲解して、ゴミ処理を逗子市に投げつけてきた。すると驚いたことに、鎌倉市長からの投げかけを、逗子市の行政担当者は逗子市が抱える財政事情を動機として受け入れに積極的な姿勢を示している。それは本来の広域化の理念を実現すべき計画を財政事情の問題にすり替えるものではないだろうか。本来、広域化の理念を享受するはずの住民を置き去りにし、住民に不利益をもたらしかねない危険な事態というえるのではないだろうか。

35、行政による不誠実な姿勢。それらの裏事情を覆い隠すかのように、素案では「ゼロ・ウェイスト」というキャッチフレーズを声高に叫んでいるだけで、素案に含まれる計画は容易な予測に基づくもので実現性に疑問が感じられる無責任なものばかりにみえる。さらに、「ゼロ・ウェイスト」を実現するには、全住民への周知と理解と協力が不可欠であるにもかかわらず、市民説明会の開催もパブリックコメントの募集も、周知の努力が全く感じられず、住民には出来るだけ知られないうちにこっそりと素案を実行へ移してしまおうとする行政担当者たちの不穏な思惑がありありと見えるかのようである。それを表すかのように、素案に対する市民説明会での住民からの意見やパブリックコメントに対して、具体的にどのように計画に反映するのか、その次のステップとしてどのような機会が設けられるのか、どの段階で実施されるのか、具体的なロードマップがまるで明らかにされることがない。不安や不信感を住民に起こさせるのも無理からぬことではないだろうか。

36、今後の方向性。もし、素案の根拠である覚書が有効であるというならば、鎌倉における新施設の建設が前提条件であり、鎌倉市長は職を辞するなどして民意を問い、改めて鎌倉市内におおける新施設の建設が模索されるべきではないだろうか。あるいは、鎌倉市長が新施設建設を断念した時点で覚書は無効とされたものと解釈されるならば、改めて、広域処理の構想を検討し、必要ならば改めて協定や覚書を締結し、住民の理解と協力の上で、実現性のある計画が立案されるべきではないだろうか。逗子市は財政事情からの動機と本来あるべき広域化の理念を次元の異なるものとして峻別し、住民を欺くようなことがないようにしていただきたい。いずれにせよ、安易で拙速な実施計画によって住民が不利益を被るのは避けてもらわなければと願う。将来、この問題の影響を大きく受けるのは、子育て世代の若い家族の担い手だろう。しかし、この問題について市民説明会やパブリックコメントの募集が行われていたことなどは、彼ら／彼女らにはほとんど周知されていなかっただろう。(先日の市民説明会には参加人数自体もわずかであったし、参加者はシニア以上の後期高齢者の方がほとんどであったように思わ

れる)。知らないうちに決められてしまった不本意な実施計画の犠牲者にさせないような、未来の世代に希望を与えられる行政の誠意ある合意形成のプロセスを期待したい。

37、基本理念に「ゼロ・ウェイスト」という言葉が使われていますが、この言葉が何を意味するのか、説明が不十分です。

ゴミ処理の問題は、行政だけで解決するものではなく、市民や市外を含めた企業が真摯に取り組まねば解決しません。その点について、どのような認識をお持ちか不明瞭です。

もっと、市民・企業との対話・協働を進めるべきだと考えますが、話し合いの場が少なすぎます。それは、本計画の説明会で質問が殺到していることを見れば明らかです。

このパブリックコメントについても、意見を求めた結果をどのように計画に反映するのか、説明が全くありません。法律や条例の手続きにおいては問題ないのかもしれませんが、個別具体の事柄に対するフォローが十分とは言えないように思います。

市民の協力でなく、努力を求めることを含め、早急なゴミ問題に対する行政の姿勢と行動改善を求めます。

そもそも、パブリックコメントの制度自体、見直しが必要ではないでしょうか。ごみ問題ではないと片づけないでください。市民を巻き込まねば解決しない例の最前線です。必要であれば、市民協働課、広報広聴課にも対応の検討を求めるべきです。

廃棄物行政に対する市民協働の実現に向けた最善の施策を一緒につくりましょうよ。

以上でございます。

【南川会長】 お疲れさまでした。この市民意見についてとやかく言う立場にはないんですが、いろんな立場からの意見があつて、我々が知らなかったこともたくさんあります。これについても皆さんのほうで疑問とか感想があれば、触れていただくということは意味があると思いますから、パブコメの意見に触発されて、この辺はどういう実態になっているのかというお話があれば、それも含めて出していただきたいと思います。

それから、先ほどの逗子市の見直し計画、もう一つの鎌倉市・逗子市・葉山町の広域実施計画（素案）を含めて幅広くご意見があれば伺いたいと思います。こちらの市民意見についての感想でも結構ですよ。この意見はけしからんから、市は言わないことにする話です。

なかなかこれ大変ですね、回答をつくるのが。

【事務局】 続いてよろしいでしょうか。ほかの鎌倉市と葉山町の、パブリックコメントですが、鎌倉市のほうの意見の件数が50人、そして葉山町のほうが6人からの意見があつたということで、さらに鎌倉市の意見の総数はかなりの数来ているという情報はいただいています。

す。ただ、具体的な内容については今整理している段階だということで、うちは6人です。

【南川会長】 逗子は6人？ 50人、6人、6人ですか。

【事務局】 はい。

【南川会長】 まあ、よろしいんじゃないでしょうか。いろいろ言ってもらうこと自身は。内容は答えにくいこともあるし、そんなこと言われたってどうにもならないということもたくさんありますから。何かございますか。この辺は関心が高いとかあれば。

【橋詰副会長】 この後は2市1町で対応を検討するわけですか、手順としては。まあ、物によるんでしょうね。

【事務局】 パブリックコメント自体が市町の条例に基づいてパブリックコメントしますので、回答としては市町になるんですが、内容としては同じことを回答する必要があるので、きちんと2市1町で話し合いをして回答をします。

【南川会長】 そうすると、回答するときにこれは何市が書いたとか書くわけ？ そういうのは書かないでしょ。

【事務局】 もともと2市1町1のものは2市1町単独で出さなきゃいけないので、まずそれは出し、それ以外のものはリンクを張るか全部一緒にしてしまうか、それはこれから考えます。

【南川会長】 どうですか。渡邊さん。おもしろいといえばおもしろいですけど。

【渡邊委員】 おもしろいです。

私たちが12月19日に発言した項目と非常にかぶっているご意見も多くて、例えば費用効果については何も示されてない中では評価ができませんというところであったり、先生もこの前おっしゃっていたんですけど、ゼロ・ウェイストはいいんだけど、その方策が何も示されていないようではちょっとおかしいんじゃないかということもおっしゃっていましたし、そういったところがやっぱり皆さん気になるんだなというところは、あくまで感想ですけど、あって、この計画内容では、だからこれでやりましょうというふうにはとてもじゃないけど、私はちょっと言いにくいかなというのが正直なところでして、これを少しでもこの意見に近づけていくためには、来年度中間見直しというか、逗子市がごみ処理基本計画をされているので、少しでもこういった疑問には回答できるようなものをつくっていく必要があるんじゃないのかなと思っています。

あともう1点、部長が先ほどからおっしゃっていた、国は民間施設をどんどん活用すべきというご意見なんですけど、私の理解だと、それはそういう民間施設が近くにあるとか、市内に

あるというのが前提のような気がするんです。例えば隣の非常に大きな市でも生ごみの検討みたいなことをやってみると、基本的には市から発生するものが原則であって、もちろん民間企業ですから、ほかの市から持ってきちゃいけないということではないんでしょうけれども、そういったところが前提となる中で、先ほど会長のほうからも民間施設で全部受け入れってできるのかねというか、そういう施設を探すのは非常に大変なんですよとねといった中で、ここに書いてあるように、実現性がないとまでは言いませんけど、そういったことがはっきりしないような中で外に全部出しましょうというのは、丸投げと言うと無責任に聞こえますけども、全量外部委託というのはちょっと無責任と言われてもしょうがないというか、感想としてはそういう感想を持ちます。

【南川会長】 僕も民間委託の話は方策としてはありだと思うんですけど、たまたま関西の都市で2つぐらいやっているのがあって、そこは日本で一番大きな関西の企業があるからできるんですけど、あの企業は大丈夫なんでしょうけど、そういう企業はずっと続くかどうかかわからないし、なかなか難しいところがありますね。そこで企業が倒産したりしたらもう終わりですから、そこはよく考えないといけないという感じがします。

もちろんコストの問題は大事ですから、できるだけ広域化できるなら広域化して、コストは低減すべきだと僕は思うんですけど、その関係の民間企業がある程度前提で、任せっ放しにするというのはほんとうにいいのかどうかというのはものすごく疑問がありますね。

ただ、これを見ると、鎌倉の方の意見というのもなかなか強烈ですね。自分たちの市はほかと違って偉いんだみたいな感じがものすごくして、ちょっと何だろうなという感じが僕はしますけど、読んでいて。

【橋詰副会長】 そういうふうに逗子市民が感じているんじゃないというふうに……。

【南川会長】 そういうふうを読むのかな。

【橋詰副会長】 そこはまずすごくしっかり見ている市民の方がいるということで、そこがすばらしいなと思ったのがまず第一なんですけど、見ていて、この広域計画で書く内容というか、レベルというか、どこまで書くのかという部分が、その整理がちょっとわからない。要はすごい正論を言っているんだけど、どこまで広域計画の中で書くのかなというふうに感じるところもあるんですよ。そうすると、それは仮にこの広域に沿ってやるとしても、この次の段階に何があって、かにながってとか、そういうロードマップというか何ていうか、その全体像がわからないとこういう話が出てくるのかなと思うんです。

この広域計画ではここまで、このレベルまで決めるんですと、その次段階は、例えばこんな

ことあり得るんですとか、それも出すとそれに縛られるかもしれないという心配をされるかもしれないけれども、例えばこういうイメージもあるんですよということを示してやると、多分少し交通整理がつきやすいのかなと思います。

だから、このパブコメの中でずばり答えというか、この広域計画の中にずばり書き込む部分と先の検討に委ねるのが適当と答える部分と、それから広域計画そのままではないけども、ちなみにその辺を考えるとこうなりますというか、要は広域計画とは別のものとして何か説明を。さっきの見直しのほうのあれでもありましたけど、その辺の情報はここを見ればわかりますよみたいな、違うものとして答えるという、幾つか答え方のバリエーションがあるような気がします。

【南川会長】 僕もそう思うので、イエスとかノーで答えることかなという感じがすごくするんですよ。別にイエス・ノーで答える必要はなくて、物によって今答える話と将来検討の話とありますし、そこはそれぞれの2市1町という検討会を持っているわけですから、そういうところでいろいろまた引き続き議論していくとか、それ自身はまた議論も多くなるわけですから、全部ぎりぎり詰めなくても、詰められる話、詰められない話があるのかなという気がしますけど。

【渡邊委員】 基本的な方向性と、あと10年先の話ですから、施設整備に入るのであれば、今から計画していかないと焼却施設なんてとてもじゃないけど難しいと思うので、どちらかという理念に関する部分とか、方向性に関する部分の検討というのは早目に、そういう意味ではロードマップだと思うんですけど、今のこれっていいか悪いか判断しろって言われると、すごく難しいという感がする。

【南川会長】 ただ、自分も行政をやっていて、書ける話と書けない話があるなという気がするんです。なかなか難しいところがあるんですよ。

僕自身は廃棄物処理施設の裁判も随分いろいろつき合いましたけど、いい意味で今年のごみ量は全部で何トンだったと。ところが、1割以上も余裕があって、支出としておかしいとかいう議論で裁判を受けたりしましたが、それでも裁判になれば負けることはないんですけど、そこら辺は正論で詰められると、どっちが正しいかというのがわからない場合もあるのはあるんですよ。

あとはいかがですか。小川さんなり、根岸さんなり、山上さん、いかがですか。何かあればまた言っていただければ。

私もいろんなあちこちの人とお会いしていて、九州の大木町でしたっけ、あそこも随分、池

田町みたいな形でやっていますけど、あれがほかでできるかどうかというのは甚だ疑問ですし、あとはおむつの話もちょっとやっていますけど、あれも鹿児島県志布志市というところだけでほとんどやっているんですけども、リサイクルを。それも志布志市には国から地域活性化の観点から補助が出て、ユニ・チャームには技術開発の観点から補助が出て、それでサンプル的にやっているようなところもあるんです。

だから、いろいろトライするのは僕もいいと思うんですけど、それがやれると思ってそれに決め込んでしまうのもどうかなと思うんですよね。だから、新しい方向性を見きわめつつも現実的でないといけないし、特にごみというのはほかの問題と違って、破綻した場合に非常に目に見える失政になるものですから、そこは抽象的な議論とは違うと思うんです。

【渡邊委員】 小金井市でしたっけ。

【南川会長】 小金井市みたいになっちゃうと、どうにもならないですからね。

【渡邊委員】 えらいことになっちゃいますからね。

【南川会長】 ええ。小金井市みたいに市長さんが一切金払わないとか、無駄遣いだとか言ってしまうと、ほかの市との関係が壊れますし、1回壊れちゃうとなかなか修復しがたいものですから、そこはだから新しい方向性を見きわめることと同時に、現実的じゃないと禍根を残すし、特にごみ問題というのは後でごめんねで済まないところが多いものですから、そういう意味では慎重さも必要かなという気がするんです。

さて、どうしましょうか。あと何かありますか？

【渡邊委員】 ここにも書いてあったんですけど、災害。

【南川会長】 災害の問題はそうです。災害のどこかでまた進行ぐあいを教えてくれませんか。できれば、次回、災害について今こんな検討しているというところがわかれば。まだ案じゃなくて結構です。進行の一枚紙ぐらいの方向性の検討事項、こんなことを検討しているみたいなことでいいんですが、できれば口頭だけじゃなくて、簡単なもの結構ですので、メモがあると議論がしやすくなります。どこの自治体も今、災害廃棄物の問題は特に深刻ですし、いつ大雨が降るかわからないものですから。どうぞ。

【渡邊委員】 質問じゃないんですけど、スケジュール的な話で、これはこれを受けてオーソライズされるんですか。

【事務局】 今、審議会のほうに諮問をさせていただいてまして、3月に第4回の審議会も1回考えていまして、答申の仕方はこれから会長とまた調整をさせていただきたいと思います。まず、答申をいただくところまでやります。

【南川会長】 後でちょっと議論されますが、3月下旬にもう1回開きたいと思っています。その上で、そのときにもう1回答申の議論をいただきます。答申は皆さんの合意をいただいた上でやりますが、計画自身はまた事務局とよく相談をして、答申がきちんと反映されるようにしたいと思います。そこら辺は最後お任せいただくしかないかなと思っています。

それから、2市1町の部分については、逗子市として言うべきことはきちんとすべきだと思っています。ただ、ほかの市の部分についてどこまで言えるかというのはわからないものですから、申しわけないですが、その辺も最後ちょっとお任せいただきたいと思います。

よろしいですか、とりあえず今日は。小川さん、よろしいですか。根岸さんもよろしいですか。

じゃ、とりあえず議論は以上で、事務局のほうからお願いします。

【事務局】 日程は事前の調整をさせていただきまして、第4回は3月19日木曜日午前10時から12時で開催させていただきたいと思います。正式な案内は、後日、送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。3月19日木曜日10時から12時でお願ひします。

【南川会長】 あと、今日の議論については、今日3人の方がご欠席でありますので、今日こんな議論があったということで連絡をして、もしコメントがあればいただくことにします。そういうことで、また事務局から照会をお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

【南川会長】 では、終わります。ありがとうございます。

— 了 —